

家庭のごみ・資源物 正しい出し方ガイドブックの 記載内容変更について

令和2年6月からの、剪定枝の分別に伴い、下記の通り「家庭のごみ・資源物正しい出し方ガイドブック」の記載内容が変更になります。

①8ページ(もやせるごみ)

出し方のポイント

●生ごみの出し方
水切りをする。
(軽くなり、悪臭も発生しにくくなります。)

※生ごみそのものを減らすために、生ごみ処理機器を使う方法もあります。

●草・木・枝の出し方

本切りや小枝は長さ50cm程度、直径10cm程度まで。臭いものは50cm程度に切ってください。

①長さは、50cm以内にする。
②もやせるごみに出す場合、太さは10cmまで。(太さ10cm以上のものは粗大ごみ)
③45リットルまでの透明袋に入れるか、ひもで束ねる。
④できるだけ乾かす。(3日乾燥かすだけでも軽くなり、持ち運びが楽になります。)

注意
引越しごみや多量の草木はごみステーションには出せません
多量になる場合は、自分で清掃工場に持ち込むか、市の許可を得た収集業者に依頼する。
※鹿児島市内には、約16,000か所のごみステーションがあります。

1世帯のこみが多いと他の地区のごみが収集できなくなります。ご理解とご協力をよろしくお願いします。

多量に出された剪定枝・草

生ごみ処理機器の補助金

電気式生ごみ処理器
・乾燥型
・バイオ型など
補助金は一基につき購入金額(消費税を含む)の2分の1で、限度額が**30,000円**です。ただし、1世帯につき**1基**までとします。

その他の生ごみ処理器
・密閉式容器
・コンポストなど
補助金は一基につき購入金額(消費税を含む)の2分の1で、限度額が**3,000円**です。ただし、1世帯につき**2基**までとします。

乾燥型 バイオ型 密閉式容器 コンポスト タンボールコンポスト

無料貸出中!! 剪定枝粉碎機

資源政策課では、剪定枝を粉碎してチップ化する粉碎機を無料で貸し出しています。

何が出来る?
枝を粉碎し、チップ化します。粉碎できる枝の太さは、3cmまでチップは、堆肥の原材料、雑草防止材等として使えます。

条件
①家庭の庭木に使用する。
②チップ化したものはごみステーションに出さない。

貸出期間
①個人で借りる⇒5日間
②団体(町内会等)で借りる⇒10日間

お問い合わせ・お申込み
資源政策課 ☎216-1290

②草・木・枝の出し方(変更後)

令和2年6月から、剪定枝(家庭の庭木を剪定した際に出る枝)の分別が始まりました。剪定枝はごみステーションへ出すことができません。詳しくは、裏面の「剪定枝の戸別収集が始まりました。」をご覧ください。なお、草や葉はこれまでどおり「もやせるごみ」の分別となります。

剪定枝粉碎機の購入費補助(追加)

令和2年度から、剪定枝粉碎機を購入された方に補助金があります。

- 対象者: 市民、町内会等
- 補助金額
購入費の2分の1(上限2万円)
※1世帯(1町内会)につき1基まで
- 申請期間 購入後3か月以内
- お問い合わせ・お申し込み
資源政策課 ☎216-1290

②23~33ページ(ごみ分別辞典・変更後)

種別	索引	ページ	品目	45ℓ袋に入れて口が	
				結べる	結べない
削除	え	24P	枝・木〈直径10cm以下〉 ※粗大ごみは2mまで	もやせるごみ ※50cm程度で紐で束ねても可	粗大ごみ
追加	え		枝・木〈直径10cm、50cm以下〉 ※粗大ごみは2mまで	剪定枝 ※50cm以下で紐で束ねるか、小さいものは袋に入れる	粗大ごみ
追加	せ		剪定枝〈直径10cm、50cm以下〉 ※粗大ごみは2mまで	剪定枝 ※50cm以下で紐で束ねるか、小さいものは袋に入れる	粗大ごみ



鹿児島市からの
重要なお知らせ

せんてい し 剪定枝の戸別収集が はじまりました。

鹿児島市では、令和2年6月から、剪定枝のリサイクルに取り組むことになりました。これまで、もやせるごみとして収集されてきた剪定枝が、チップ化され、防草材として活用されます。市民の皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

1 剪定枝の出し方が変わりました。（令和2年6月～）

これまで
（令和2年5月まで）

もやせるごみの日に、ごみステーションへ出す。

これから
（令和2年6月から）

電話で申し込み、無料で、各家庭の門前等で、戸別収集。
（ごみステーションには出せなくなります。）

2 戸別収集する剪定枝の定義

個人が、家庭の庭木（果樹等の枝・竹も含む）を剪定した際に出る枝（葉が付いた枝も含む）のことで、直径が10cm以内で、かつ、長さが50cm以内のものに限りま。

枝の直径が10cm以内 かつ 長さが50cm以内

剪定枝

戸別収集
（無料）

NEW

令和2年6月～

粗大ごみ

従来どおり

注意

枝の直径が10cmを超える または
長さが50cmを超え2メートル未満 ※重さは60kgまで

◎ 剪定業者やシルバー人材センター等が剪定したものは戸別収集の対象外です。
（剪定業者に処分まで依頼してください。）

◎ 雑草、落ち葉、花、茎は、今までどおり、もやせるごみです。

3 申し込み方法・出し方

- ① お電話でお申し込みください。
- ② お電話で収集日をお伝えします。
（1週間程度を目途）
- ③ 収集日当日の朝8時30分までに、
ひもでしばるか、
45リットルまでの透明ごみ袋に入れて
門前等に出して下さい。

出し方



ひもで縛る

または



45リットルまでの
透明ごみ袋

鹿児島市環境サービス財団 ☎ 099-268-8888

受付時間：月～土曜日 8:30～17:15 ※年末年始は除く

【剪定枝やその他ごみの分別に関するお問い合わせ】

鹿児島市資源政策課 ☎ 099-216-1290